

令和5年11月7日

第11回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 11 号

令和5年 第11回 定例会

日時：令和5年11月7日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	新 名 幸 男
教育総務課長兼真砂中央図書館長	宇 民 清
学 務 課 長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
児童青少年課長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
庶 務 係 主 事	星 考 貴

「書記」

令和5年

第11回教育委員会定例会

令和5年11月7日（木）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 清水俊明委員

第1 議案の審議

第53号議案 文京区教育委員会服務監察基本方針

第2 報告事項

- (1) 令和4年度文京区一般会計歳入歳出（教育局）決算について (資料第1号)
- (2) 令和6年度重点施策について (資料第2号)
- (3) 文京区根津総合センター及び目白台総合センターの指定管理者候補者の選定結果について (資料第3号)

第3 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第 11 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

第 1 議案の審議

第 53 号議案 文京区教育委員会服務監察基本方針

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は 1 件です。

第 53 号議案「文京区教育委員会服務監察基本方針」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 53 号議案、文京区教育委員会服務監察基本方針につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、前回の定例会でご可決賜りました文京区教育委員会服務監察規程第 7 条第 1 項に基づき、服務監察に関する基本的事項を定めるものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

基本方針では、「服務監察の対象」、「服務監察事項」、「服務監察の実施機関」、「監察員の責務」について規定で定めたことを再掲するとともに、「予防監察」の内容及び「事故監察」の内容並びに「監査との関係」についての方針を定めております。

予防監察は監察員が実施する定期監察及び随時監察並びに直近上司等が実施する常態的サービス監察から構成されており、サービス規律違反の予防のために実施するものでございます。また、事故監察は職員のサービス規律違反または違反の疑いが生じた際に監察員が実施をいたします。

以上の第 53 号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 前回の会議に欠席をしているので、もしかしたらご説明があったことなのかもしれませんが、そもそもこの監察は、具体的な方法というのはどういうふうにするんですか。

○教育指導課長 具体的には例えば予防監察のところ、ア「監察員による服務監察」というのがありまして、定期監察については、今、区長部局で具体的な内容について詰めているので、具体は今後になると思います。随時監察についても、各園に対して我々監察員が行って、適切に実施されているかを見ることになりまして、常態的サービス監察については、園には園長がいるので、園長が所属職員に対してきちんとサービス規程に基づいた職務遂行がされているかを監察することで行うものでございます。

○加藤教育長 定期監察のところ職員課と調整という話ですけど、もうちょっと具体的に今の時点で何かお話しできることはありますか。

○教育指導課長 職員課も具体的なことをどうするかを今新たに検討しているということで、今後どうするかは、区長部局の進捗を見て、うちもどこまで同調できるかを確認してからなので、今お答えできることは具体的にはないことになります。

○加藤教育長 そうすると、方針ですので、項目としては上がって、こういったことをやるという前提で、具体的なやり方については個別に調整していくという回答になりますけど、よろしいでしょうか。

○坪井委員 今まではこの監察というのはなかったということなんですか。それとも、今まではどういう方法でなされていたんですか。

○教育指導課長 これは前回規定を整備するところでもご答弁してはいますが、今までは該当するものがなかった。

○坪井委員 すみません、議事録を見ればいいのかもしいんですけど、なかったものを今回監察という形で制度化することになったきっかけというのは何ですか。

○加藤教育長 そこは私のほうから。前回もちょっとお話をさせていただいたんですが、これは対象が幼稚園の職員になっています。幼稚園の職員はもともと東京都の職員だったので、東京都のほうから文京区の職員に身分がえをしたときに、本来であればこういった仕組みも、区の職員と同様に教育委員会でもつくる必要があったんですけども、たまたまそれはしておらず、先ほど教育指導課長から説明があったように、これまでそういった事象もありませんでした。ただ、今後ないとも言えないので、規定を整備するというので今回出しているものです。そういうことでよろしいですよ。

○教育指導課長 はい。

○坪井委員 要するに、監察というのは非常に怖い感じがするんですね。いわゆる監査というのは

現場に入っているんだと思うんですけど、それとは別に、服務監察という、個人の行動に関して監察員が行って現場で見ているとか、監察をするという、何か非常に怖い感じがするんですが、現場の職員の方たちの萎縮とか、それはどうなのか。何でそこまでやらなきゃいけないのかというのをちょっと教えていただけますか。

○教育指導課長 公務員は服務に関して条例や規則等によって厳格に定められています。当然それを行わなければいけませんし、現場ではそれが行われていることを前提にやっているわけです。ただ、都の教育委員会の処分発令を含めて、一定程度教員が事故を起こしていることは、新聞報道もされています。そういうことが起これば、当然我々は厳しくその部分について監察をして適切な処分等を下していかなければいけないという責務があるので、このことを定めるわけです。

今、坪井委員が言ったように、このことをもって現場に対して何か必要以上に負担をかけるということはないです。我々としては当然、通常、服務に基づいて適切にやられているという認識なんですけど、事故が起こってしまえば、一定の対応をしなくちゃいけないことから、先ほども教育長が言っているように、万が一の場合に備えて、規定整備をしておかないと、処分そのものを教育委員会として実施することができなくなってしまうということから定めるものでございます。

○坪井委員 そうすると、定期監察とはおっしゃっているけれども、やはり内部告発なり、そういうものがあつたときに発動されるものと考えていいということですか。

○教育指導課長 内部告発だけでなく、例えば区民の方、保護者からの申し出もあるでしょうし、今、性暴力のこともありますから、幼稚園でというのはなかなか考えにくいのかもしれませんけれども、決して幼稚園だつてない事案だと我々は捉えていないので、あらゆる可能性について適切に対応できるようにするための整備だと認識してございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 令和4年度文京区一般会計歳入歳出(教育局)決算について

○加藤教育長 続きますして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件です。

1件目、「令和4年度文京区一般会計歳入歳出（教育局）決算について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長兼真砂中央図書館長 それでは、資料第1号をご覧ください。A4横の資料になります。

10月13日の本会議で認定されました令和4年度文京区一般会計歳入歳出決算のうち、教育局の決算に該当する部分でございます。例年どおり、教育局の決算のうち、児童青少年課と教育センターの一部の事業につきましては民生費を計上してございます。

まず、1ページが教育局の歳入でございます。一番下の合計欄をご覧くださいますと、予算現額が38億322万3000円に對しまして、都の補助金の上振れ等によりまして、収入率は101.3%となっております。

おめくりいただきまして、2ページが民生費の歳入になります。こちら一番下の合計欄にございますとおり、予算現額が10億810万6000円に對しまして、雑入の上振れ等によりまして、収入率は101%となっております。

3ページに移りまして、教育費の歳出になります。一番上の欄の教育費の予算現額が234億1171万4600円に對しまして、執行率が97.9%。主な不用額につきましては一番下の欄に記載してございます。

この中で、各項別の主な事項を申し上げますと、1項の教育総務費につきましては、職員給与費や学校施設建設整備基金などがございます。2項の学校教育費では、学校・幼稚園運営管理費や小学校等改築、また学校施設快適性向上などがございます。3項の校外施設費につきましては、八ヶ岳高原や魚沼の移動教室など、4項の社会教育費では、青少年事業費や文化財保護、5項の図書館費につきましては、図書館運営費などがございます。

おめくりいただきまして、4ページが民生費の歳出になります。一番上の欄の予算現額が25億4862万7000円に對しまして、執行率が97.0%です。各項の主な事項を申し上げますと、1項の社会福祉費には、青少年健全育成事業や青少年プラザ運営経費、2項の心身障害者福祉費は、児童発達支援事業や相談支援事業、3項の児童福祉費では、児童館維持管理費や学童保育事業などがございます。

最後に、5ページをご覧ください。区の一般会計と教育費の前年度との増減を示す比較表になってございます。令和4年度の区全体の一般会計の歳出額、約1323億円に對しまして、教育費の歳

出額が約 229 億円ということで、一般会計の約 17%を教育費が占めております。目的別の歳出構成比といたしましては、約 4 割を占めます民生費に次いで 2 番目となっております。

資料第 1 号の説明は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 毎年お伺いしているんですけれども、文京区の歳出に占める教育費の割合が今年では 17%ということでしたが、これは昨年と比較してどうであるかということをお教えください。

○教育総務課長兼真砂中央図書館長 昨年と比べますと、割合は若干下がったような状況でございます。先ほど事項の中で説明をいたしました小学校等の施設整備、改築経費ですとか、あるいは八ヶ岳高原学園の整備、改修など、そういった改修経費が減になったことに伴いまして、割合についても下がったところでございます。

一方で、文京区全体の歳出は 4.9%伸びておりまして、こちらはシビックセンターの改修経費が含まれたことで伸びたところでございます。全体が伸びて、教育費の歳出が下がったことで、割合が去年よりも下がっているような状況でございます。

○福田委員 毎回お伺いしたいんですが、数字のつながりがどうしても見えてこないのです。でも、基本的にはおおむね予算と確定額とはそんなに差がなくて想定どおりでおさまっているという理解でいいんですかね。

その中で 1 つだけ、さっき雑入のところをさっとおっしゃられたんですけれども、雑入が収入と支出と両方に入っていて、これがどういう関係性なのか、ちょっと頭に入ってこなかったので、ご教示いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長兼真砂中央図書館長 先ほどご説明をいたしましたとおり、歳入では 101%、歳出では 97.9%ということで、おおむね想定をしていた予算どおりの執行ができたところと捉えているところでございます。

先ほどの民生費の部分の雑入のところですが、2 ページの「合計」の上、19「諸収入」に 6「雑入」がございます。右のほうに収入率として 117.5%ということで、ここが上振れをしたところです。収入につきましては、時期によって、一定の時期までに収入の見込みが把握できれば、2 月の議会までに補正予算を組んで、実際の収入と予算を極力合わせるような作業を行っているんですけれども、時期によってはそれに間に合わないということで、補正予算を組まないまま、ふえた収入分が収入されたといったところで生じたものでございます。主な上振れ原因としましては、児童発達支援事業の利用料の収入がふえたことに伴うものとなっております。

○**福田委員** 1点だけいいですか。「主な事項」のところに両方とも「社会保険料納付金」と書いてあるのですが、これはどういうお金なのかちょっと教えてもらっていいですか。

○**教育総務課長兼真砂中央図書館長** 社会保険料の納付金については、主に会計年度任用職員等の報酬の支払いによって発生した本人負担分の社会保険料の収入納付のお金になります。

1 ページのほうが教育費に該当する部分で、教育局全体で勤務している会計年度任用職員の分の社会保険料になります。

2 ページの民生費財源充当分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、教育センターと児童青少年課で民生費に該当する施設や事業がございます。それに該当する事業等に従事している職員については民生費のほうで計上しているということです。そのため1 ページと2 ページにそれぞれ社会保険料納付金の記載が発生しているところでございます。

○**加藤教育長** ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(2) 令和6年度重点施策について

○**加藤教育長** それでは、2件目になります。「令和6年度重点施策について」。この件について説明をお願いいたします。

○**教育総務課長兼真砂中央図書館長** それでは、資料第2号、令和6年度重点施策をご覧ください。

初めに、1「重点施策の位置付け」ですが、重点施策というのは、次年度の予算編成に先立ちまして、重点的に推進すべき優先度の高い施策として各部が検討し、区長査定を経て庁議で決定された事業ということでございます。

2「重点施策の選定方法（重点項目）」でございます。(1)「主要課題の解決につながる施策」、(2)「持続可能な行政運営を推進する施策」など、4つの項目がございますが、教育局に関係する事業につきましては、全て(1)、(2)の重点項目に該当するものが選定されているところでございます。

3「重点施策一覧表」でございます。令和6年度の重点施策につきましては、40の事業が選定されておりますが、そのうち教育局に関係する15事業を抜粋してこの表に記載してございます。

主なものをご紹介しますと、まず、1ページの3「子どもの学び支援事業」につきましては、新規事業になりまして、各種指導員等の人的配置を充実することで、児童・生徒のよさを引き出す教育を行うものでございます。

同じく新規事業の7「文京区平和特派員事業」は、沖縄県に区立中学校代表者を派遣し、戦争の惨禍と世界平和の大切さへの理解を深めるものでございます。

同じく1ページの4から6につきましては、これまで行ってきた事業を、「事業概要」に記載されているような形でさらにレベルアップをしていくものでございます。

2ページに移りまして、一番上の21「ICT化の推進による図書館利用者の利便性向上」につきましては、ICタグを利用した利便性向上とか、地域の身近な「学びの拠点」としての機能向上を図るものでございます。その下の28から36までは、いずれも施設整備に関する事業になってございます。

資料第2号の説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 7番の平和に関しての体験学習、こういったものは非常に重要であろうと思いますが、具体的にもうちょっとお話をいただいてよろしいでしょうか。

○教育指導課長 現在計画しているのは、区立中学校10校ありますが、それぞれから2名ずつを沖縄県に派遣して、現地の中学校の生徒たちと交流したり、関係施設を見学したりする。または戦争体験者のお話を聞くとかから、改めて平和について学ぶ機会にする。そして行った子がそのまま終わるのではなく、学校に戻ってきた際に報告会を設けて、全校生徒がまたそういったことに触れるようにすることを今計画しているところでございます。

○清水委員 非常に重要な試みだと思いますし、その2名で終わらず、また戻ってきて皆さんにとというのは非常に重要なことだと思います。教員はどのような形で付き添うのでしょうか。

○教育指導課長 そこはまだ具体的に詰めていませんけれども、区立中学校の校長先生や該当する教員をこちらでお願いをして何人か行っていただく計画になると思います。

○福田委員 今まさに清水委員が質問したのと同じですが、今まで広島に行っていたものとはまた別のものですか。

○教育指導課長 今年広島に行ったのは区長部局で総務部が主催で行っているものだと思います。それとは別に、教育局として区立中学校を対象に新たな事業を立ち上げようというところでございます。

○加藤教育長 今年行ったのは40周年記念の年ですね。毎年行っているわけではない。その説明をちょっとお願いします。

○教育指導課長 今回は本区の非核平和都市宣言40周年の記念事業として区内在住の中学生を被

爆地広島に派遣するというところで実施したものと承っております。

○小川委員 項目 21 番目の図書館利用の ITC 化の推進の件ですが、こちらは全部の図書館で一斉に始まるのか、それとも個別に始まるのかという点と、あと、「学びの拠点」という表現が使われておりますが、これは滞在して学べるスペースが新たにつくられるという計画があるのかどうかを教えてください。

○教育総務課長兼真砂中央図書館長 ICT 化の推進による図書館利用者の利便性向上で、IC タグの利用ということでは、今図書館が所蔵している全ての資料に IC タグをつけて、全ての図書館で同時に始めるということで、まず来年度 1 年間をかけて、IC タグをつける作業を行う予定となっております。これによりまして、受付の窓口で人と相対して貸し出しをするということではなくて、自動貸出機等を利用して、セルフで利用できるといった計画になってございます。

また、「学びの拠点」としての機能向上といたしましては、今各図書館では、基本は閲覧席ということで、閲覧だけであって、学習する場としての開放は原則行っていないような状況になっております。学習となると、どうしても同じ方が長時間にわたってそこを利用するという形になりますので、閲覧のために来た多くの方がなかなか利用できなくなるという課題もございましたので、そういう取り扱いを行っていたんですけれども、逆に、今の児童・生徒たちにとっては、図書館の資料を使って、それを調べ学習に利用して学習をしていく。そういった環境も必要だということで、今後、各図書館にそういった学習に使用する場所として一定のスペースを開放しまして、そこで学習に利用していただくということで進めているところでございます。

○加藤教育長 それは児童・生徒だけではなくて社会人も含めてということですね。

○教育総務課長兼真砂中央図書館長 対象自体は児童・生徒に限らず、一般の方も含めてというような扱いで考えております。

○小川委員 一斉に全ての図書館で IC タグ化が進むこととか、あと学習スペースが新たに確保されることはすごくありがたいことだと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(3) 文京区根津総合センター及び目白台総合センターの指定管理者候補者の選定結果について

○加藤教育長 それでは、3 番目になります。「文京区根津総合センター及び目白台総合センターの指定管理者候補者の選定結果について」。この件について、児童青少年課長、お願いします。

○**児童青少年課長** それでは、資料第3号に基づきまして、文京区根津総合センター及び目白台総合センターの指定管理者候補者の選定結果についてご報告いたします。

まず、「公の施設の名称」ですが、根津総合センター、目白台総合センターとなっております。こちらの建物の中には、児童館、育成室、区民課所管の交流館が入っております。

「選定された候補者」は株式会社日本保育サービスとなっております。

3「指定期間」ですが、令和6年4月1日からの5年間です。

5「選定方法及び結果」ですが、児童館及び交流館の管理運営に関する事項とか、育成室事業の運営の結果とか、そういったものに基づきまして、書類審査、プレゼンテーション、価格評価等を行い、今回の指定管理者候補者を選定いたしました。

具体的な点数については表のとおりでございます。

6「選定経過」も記載のとおりでございますが、今後11月議会での議決を経て正式決定をする予定でございます。

説明は以上です。

○**加藤教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○**坪井委員** 評点の仕方の「価格点」が0点というのはどういう意味でしょうか。

○**児童青少年課長** こちらは根津総合センター、目白台総合センターの児童館、育成室、交流館、全部でかかる経費を区のほうで積算をいたしました。その積算した数字が1億4567万8000円ですが、それと同等の金額を日本保育サービスが出してきたということで、価格点は0点ということです。今言った1億四千何がしの数字を下回った場合には、一定の差はあるんですけども、それぞれ点数がつくような形になっております。

○**坪井委員** そうしますと、価格的には日本保育サービスが出した金額のほうが高かったけれども、全体から見た。要するに、安いほうを選んだわけではないという意味にとればいいですか。

○**児童青少年課長** 坪井委員のとおりでございます。実際この指定管理者のプロポーザル方式というのは、価格だけではなくて、事業者の提案内容とか、そういったものをトータルで見て判断をいたしますので、結果的には区の定めた金額と同等の業者が選ばれたという形になります。

○**小川委員** 現在もこの施設の運営をお願いしている団体があるかと思うのですがけれども、今回応募されてきた団体の方というのは、現在も継続して出されてきているのか、新たに応募されてきたのか、教えてください。

○**児童青少年課長** 今回応募の期間というのが9月の中旬に3日間ほどあったのですが、その期間、

現在行っている事業者さんが、別の不祥事で応募ができなかったのです。なので、今回の日本保育サービスさんとAという事業者は、新しい事業者が募集をした形になります。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項は以上になります。

第3 その他の事項

○加藤教育長 「その他の事項」。その他ございますでしょうか。教育センター所長、お願いします。

○教育センター所長 教育センターのほうで9月の教育委員会にご報告いたしました参考資料の一部に誤りがありましたので、そのおわびとご報告をさせていただきます。

お手元にごございます資料の2枚目の「教育センター科学教育事業実施状況」をご覧ください。上のほうに「やってみましょう楽しい実験」とございます。この4月分ですが、本来85名でご報告すべきところを、誤って105名でご報告してしまった関係で、1枚お戻りいただいた「令和5年度教育センター利用状況」の1「利用者数」の4月の「幼稚園児以下」の数字にも誤りが出たり、あるいは2「事業別利用者数」の「科学事業」の4月のところが、それぞれ20名ずつずれて、誤った数字でご報告してしまいました。

まずは、そういった誤ったご報告をしたことについておわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

今回の主な原因としては、入力ミスであり、かつ、チェックが不十分だった点でございます。今後再発防止に努めてまいります。このたびは申しわけございませんでした。

ご報告は以上です。

○学務課長 私のほうも教育委員会の資料の訂正ということになります。前回10月18日の教育委員会にて報告いたしました文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果についての資料内容に誤りがございましたので、この場をおかりしまして訂正をさせていただきます。

資料1枚目に「修正前」と「修正後」の内容をまとめております。まず「評価対象期間」について、「指定期間5年中の2年目」と記載しておりましたが、今回「指定期間5年中の1年目」、最初の年になりますので、こちらに1つ誤りがございました。

また、自主事業の収支についてです。支出欄に「光熱費」の金額の記載がございましたが、これは誤りになるため、削除しております。

その結果、収支は、マイナス 13 万 3858 円からプラス 11 万 6244 円に修正となります。

資料の 2 枚目と 3 枚目は該当ページの差しかえになります。

報告は以上です。大変申しわけございませんでした。

もう一つ、今度、都立の特別支援学校に通う児童・生徒に対する給食費の負担軽減ということで、新たに 9 月にさかのぼって事業を実施する旨、先日、メールでご連絡をさせていただきました。メールにも記載させていただいたとおり、現時点では詳細の内容が固まってございませんので、改めて固まりましたらこの場でもご報告をさせていただきます。

以上です。

○加藤教育長 修正 2 件と特別支援学校の給食の件ですが、特にご質問はよろしいでしょうか。

○坪井委員 修正自体、別にどうこうではないんですけども、ただ、光熱費という支出が削れるというのはどういうことなのかなと不思議に思ったのです。

○学務課長 八ヶ岳高原学園の光熱費については、区のほうで全てまとめて支出をしているということで、ここに載せるべき数字ではなかったものを、こちらの資料作成の中で誤って載せてしまったということなので、実際は訂正して会計処理がされているということでございます。

○加藤教育長 よろしいでしょうか。

ほかもよろしいですか。

ご用意した案件については全てですけれども、ほか、よろしいですか。

それでは、第 11 回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14 : 35)

令和5年11月7日

議事録署名人

教育長

委員